

第 9 2 号 議 案

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会の項中「日額 2 万 1 , 0 0 0 円」を「日額 8 , 0 0 0 円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会の委員の報酬の額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。